

所管部課	まちづくり部 土木公園課		部長	金子 秀之	
件名	専決処分の報告について(東大和市立狭山緑地の樹木の落下枝による物損事故)				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>令和5年10月15日(日)に発生した東大和市立狭山緑地の樹木の落下枝による物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p><b>【事故の内容等】</b> 市が管理する「東大和市立狭山緑地」の樹木の枝が、隣接する市道第823号線を所沢方面から上北台駅方面へ走行中の車両に落下し、当該車両のボンネットに直撃し、破損したものである。</p> <p><b>【影響及び効果】</b> 当該事故について、相手方との和解が得られ、必要な手続きが完了する。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>令和5年10月15日(日) 事故発生                  令和5年12月27日(水) 専決処分                  令和5年12月27日(水) 示談締結</p>					
3. 留意事項(問題点等)					
<p>賠償金139,678円は、その全額を市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険により支払い済である。</p>					
4. 主管部処理案(検討結果等)					
<p>令和6年第1回市議会定例会において報告したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。